

令和 6 年度

定期監査及び行政監査結果報告書
(概要版)

令和 7 年 2 月

備 前 市 監 査 委 員

1 監査の実施状況（P3～）

令和6年度の監査対象として、8部局、29部署を選定し、令和6年10月4日から令和7年2月7日までの間、監査を実施した。

定期監査及び行政監査は、全庁的な重点監査事項として、①災害に対する対策状況、②インボイス制度への対応状況、③学校・園における安全管理状況、④現金等の取扱状況を設定し、さらに、部署毎に補助金、委託料等の監査対象項目を抽出し、個別に設定した上、これらの重点監査事項に係る事務等が関係規程に基づき適正に行われているか、有効性、効率性、経済性及び合规性等の観点から適切か、事務処理上改善する必要があるかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、対面によるヒアリング及び実査を実施した。

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、21部署に対し、5件の指摘、7件の指導を行った（表1参照）。

表1 過去5年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項 対象部署数	個別事項 件数	うち指摘事項	うち指導事項
				件数	件数
令和2年度	21	11	8	4	4
令和3年度	27	18	11	4	7
令和4年度	29	15	13	7	6
令和5年度	27	10	5	3	2
令和6年度	29	21	12	5	7

（注）1つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

2 監査の結果の概要（P4～）

【指摘事項5件】

（1）法令等に違反していると認められるもの

ア 支払年度の前年度に契約し、異なる年度で支出していることは、法令等に違反しているもの（選挙管理委員会 6ページ参照）

（2）その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

ア 別に定めた配分表に基づき補助金を交付していたり、繰越金が発生しているにもかかわらず補助金を交付していたりすることは適正を欠いているもの（文化スポーツ振興課 7・8ページ参照）

- イ 要綱が定められているにもかかわらず、その存在を認識しないまま補助金を交付しており、適正を欠いているもの（三石総合支所、吉永総合支所 9 ページ参照）
- ウ 事業完了前の日付で実績報告書が提出されているにもかかわらず、事業が完了したものであるとして助成金の額を確定し、交付決定していたことは適正を欠いているもの（介護福祉課 10 ページ参照）
- エ 補助金実績報告書とその添付書類の間で補助金額が相違しているにもかかわらず補助金額を確定しており、是正する必要があるもの（市民協働課 11 ページ参照）

【指導事項 7 件】

（１）効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

- ア 補助金の効率性、有効性が適切に検証できる体制づくりを検討する必要があるもの（土地住宅政策課、文化スポーツ振興課 12・13 ページ参照）

（２）その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

- ア 個別の業務マニュアルの策定を行う必要があるもの（歴史民俗資料館、加子浦歴史文化館、埋蔵文化財センター、香登小学校、伊部小学校、三石中学校 14・15 ページ参照）
- イ オフィス家具の転倒防止等の措置を講じる必要があるもの（総務課、契約管財課、市民課、市民協働課、土地住宅政策課、歴史民俗資料館、加子浦歴史文化館、埋蔵文化財管理センター、三石総合支所、吉永総合支所、備前病院、日生病院、吉永病院、介護老人保健施設 備前さつき苑 備前市訪問看護ステーション 16 ページ参照）
- ウ 非常用発電機の機能不全等の防止策を検討する必要があるもの（契約管財課 17 ページ参照）
- エ 適格請求書等の写しについて、法令等に定められた保存期間とする必要があるもの（契約管財課、保健課、備前病院、日生病院、吉永病院 18・19 ページ参照）
- オ 収蔵品の保管及び入館者の安全確保に問題が生じる恐れがあり、早急に修繕方法を検討する必要があるもの（加子浦歴史文化館 20 ページ参照）
- カ 頒布物の管理コストを削減するため、適正な在庫管理に努める必要があるもの（加子浦歴史文化館 21 ページ参照）

【勧告 該当なし】

3 監査委員の意見（P22～）

市は、監査等の結果を横断的にとらえ、潜在するリスクに対応する必要がある。そのために、市は、監査委員に指摘される前に、前例にとらわれることなく、組織全体のリスク

を把握する体制を整えるとともに、例規等や事務を見直し、事務の執行にあたっては、効率的で、公正性や透明性を確保できるものとするよう改善することが重要である。

については、監査委員は、監査等の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

- (1) 補助金の交付について、要綱に基づかず支払いを行っていることや、交付した補助金が補助対象者で適切に使用されているか、繰越金が多額となっていないかなどを確認していないことは、補助金の交付目的の達成が困難となるため、市の公金支出である補助金の透明性の確保や説明責任を果たせるよう、適切に事務を執行することが必要である。
- (2) 大規模災害発生時の市全体の行動の要となる備前市業務継続計画について、市は令和2年から新庁舎での業務を開始しているが、平成30年6月に新庁舎建設後の電気、上水道、通信等のインフラを想定して備前市業務継続計画を策定して以降、更新がされていないため、実際に新庁舎に設置、整備されているインフラに基づき備前市業務継続計画を更新するとともに、常時、内容を検討するなどし、適切に更新していく必要がある。
- (3) 大規模災害発生後の業務継続体制の強化を推進するため、各部署において整備する個別業務マニュアルについて、適切に更新し、対策を行うことで、少人数でも非常時優先業務に対応できる体制を整えるとともに、オフィス家具等の固定等により、災害時の職員の罹災の軽減を図る必要がある。
- (4) 備前市業務継続計画では、業務継続における必要な資源の現状と対策のうち、新庁舎における職員用備蓄に係る対策について、計画策定時には職員用食料の備蓄はされていないが、対策として少なくとも3日分（推奨7日分）の食料及び飲料水並びに職員人数分の毛布等（以下「食料等」という。）の確保が挙げられているが、全庁的に食料等の備蓄はなく、各部署においても食料等の備蓄が十分とはいえない状況であった。災害は、いつ発生するか予見できるものではなく、特に初動期における職員のパフォーマンスを維持し、市民に対しての業務を継続していくためには、食料等は必要不可欠なものであるため、順次、備蓄していく必要がある。
- (5) 監査委員は、各部署から提出された資料等を基に監査を実施しているが、各部署が十分な確認を行わないまま資料等が不存在であるとする事態が見受けられた。正しい資料等を基に監査を行わなければ、正しい監査結果を導き出すことはできない。また、監査側、被監査側ともに本来必要とする以上の時間や労力を費やす要因となる。このため、監査委員は市に対して、監査資料の提出に当って、事前確認を十分に行之、適切な時期に、適正な資料の提出を行うことを求める。